

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「中長期的な株主の利益を最大化するべく、より効率的かつ健全に経営・執行していくこと」であります。

当社の企業統治の体制については、監査等委員会設置会社を採用しており、取締役会と監査等委員会により業務執行の監督・監視を行い、経営上の重要な事項についての意思決定を取締役会が行うとともに、業務執行の意思決定を社内取締役会議及び経営会議で行うこととなります。なお、当社においては、迅速な意思決定を行うことを目的として、執行役員制度を導入しております。

当社の取締役会は、取締役7名(監査等委員である取締役3名)で構成され、そのうち社外取締役は4名となります。監査等委員会においては全員が社外取締役であり、当社の雰囲気、体質等に左右されない判断の客観性を確保できる社外の独立した立場から、当社の取締役会に対する監督・監査を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1(3)】

当社は、従業員の中から執行役員を選任するとともに、重要な職務を経験させることにより最高経営責任者(CEO)・社長等の後継者候補として育成しております。CEO・社長後継者計画につきましては、指名報酬委員会で議論のうえで取締役会において策定・運用を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

当社及び当社グループは、当社及び当社グループの事業の円滑な遂行に資すると合理的に認められる場合、政策保有株式を保有することがありますが、現状は保有しておりません。政策保有株式を保有する場合には、取締役会において、経済的合理性を確認のうえ、保有の継続の判断を行っております。また、当該政策保有株式の経済的合理性が必ずしも十分でないとは判断される銘柄については縮減を図る方針です。

(2)議決権行使の基準

政策保有株式の議決権の行使にあたり、個別の議案ごとに、当該企業の状況、議案内容の妥当性等を慎重に検討のうえ、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から当該行使の判断をしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は取締役会規程において、取締役と利益相反取引を行う場合は取締役会決議を要する旨を定めております。

【補充原則2-4(1)】

当社が持続的成長を図るためには、人材の多様性の確保は最重要課題と認識しており、多様なバックグラウンドや価値観を持つ優秀な人材を、性別・国籍等の属性に依ることなく積極的に採用しています。属性毎の登用目標数値は設けておりませんが、全社員に平等な機会を設けるものとし、能力・経験等を総合的に判断して管理職への登用を行っております。

2022年3月期には外部専門家も起用し、社内の意識調査やスピークアップキャンペーンを実施し、多様性の向上に関する議論を進めています。全ての人材が互いの多様性を尊重し、連携により生み出される価値を最大化するための環境の整備や、育成体制・プログラムの見直し、個人の価値観やライフプランに応じた働き方・キャリアの多様化を検討、推進しています。

現時点の多様性確保の状況は、以下の通りです。

< 中途採用者の登用 >

・全社員に対する中途採用者比率

2020年3月期 81.4% 2021年3月期 84.0% 2022年3月期 85.7%

・管理職における中途採用者比率

2020年3月期 91.4% 2021年3月期 83.8% 2022年3月期 84.2%

< 女性の登用 >

・全社員に対する女性比率

2020年3月期 19.6% 2021年3月期 18.0% 2022年3月期 22.4%

・管理職における女性比率

2020年3月期 8.6% 2021年3月期 5.7% 2022年3月期 10.5%

<外国人の登用>

当社単体(東京本社)における外国人比率は現状0%ですが、グローバルSxチームに属し、本社メンバーと共にグローバルプロジェクトに携わっている外国人スタッフは、ベトナム拠点に11名、インド拠点に2名います。

今後も採用・育成の強化と、全ての人材が活躍できる社内環境の整備に努め、更なる多様化を目指してまいります。

[原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は選択制退職年金制度として確定給付企業年金制度を導入しており、入社時に従業員に対して説明会を実施しております。また、業務委託している運営管理機関のモニタリング等の取組みを行っております。

[原則3 - 1 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

ビジネス・プロデュース・カンパニーとして、当社は「社是」及び「Mission・Vision・Value」を経営理念として掲げ、全役職員に共有しております。

社是:

1. 人々の役に立つ(事業に存在理由がある)
2. 利益を創出する(事業が付加価値を生む)
3. 成長する(事業が社会的影響を持つ)
4. 分かち合う(事業が社会に調和する)

Mission: 社会を変える 事業を創る。

Vision : 挑戦者が一番会いたい人になる。

Value : 枠を超える。

- 領域の枠を超えて構想する。
- 常識の枠を超えて戦略を立てる。
- 組織の枠を超えて仲間を集める。
- 自分の枠を超えて挑戦する。

経営戦略・経営計画・各事業の方針等について、決算説明資料や招集ご通知にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、社是に基づき、事業活動を通じた、顧客・従業員・株主・社会等の全ステークホルダーとの調和、及び当社の持続的かつ中長期的な成長を目指しております。その実現に向け、効率的かつ健全な経営・執行を支えるコーポレートガバナンス体制を組織・運営してまいります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員及び経営陣幹部の報酬等については、各役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献実績に基づき決定しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び経営陣幹部の報酬等の額は指名報酬委員会において諮問し、取締役会において決定しております。監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員会において協議のうえ決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任と社外取締役を含む取締役候補の指名については、事業の状況、今後の方向性や、候補者の人間性等を勘案し、指名報酬委員会で議論のうえ代表取締役CEOが取締役に諮り、取締役会において決定しております。なお、社外取締役候補者の選任にあたっては、経営陣から独立した立場において、企業経営に関わった幅広い経験、専門的知見等をもとに広い視野から経営に対する助言および意見を頂戴できる方を総合的に勘案して決定しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明、並びに取締役候補者の個々の選任理由及び個人別の経歴につきましては「定時株主総会招集のご通知」に記載しております。加えて、その他経営陣幹部につきましても、当社ホームページに顔写真、経歴及び主なプロジェクト領域等を、選任後遅滞なく開示しております。

(6) 経営陣幹部に重大な法令違反等があり、客観的に解任が相当と判断される場合には、社外取締役(監査等委員)の関与および助言を踏まえ、指名報酬委員会にて十分な審議を尽くしたうえで決定しております。

[補充原則3 - 1(3)]

サステナビリティの実現のためには、事業性をもたせながら社会課題解決に取り組んでいくことが必要不可欠ですが、当社は、まさにそのような事業創造・育成をミッションの中枢に置き、そのリーディングカンパニーとして事業を推進しております。

(具体例)

・クライアントのESG関連プロジェクト/新規事業創造支援プロジェクトの推進

- 途上国の社会課題解決支援
- 水素社会に向けた事業創造支援
- 認知症社会における課題解決型ビジネス設計

・ソーシャル・インパクト・ボンドの推進

- 第1号案件として、豊田市と介護予防事業を開始
- 事業会社・地方公共団体との業務提携を開始

・株式会社電通と共同で「Sustainable BX チーム(サステナブルBXチーム)」を発足

- カーボンニュートラル・トランスフォーメーション・プログラムの提供開始

その他、具体的な活動内容については、決算説明資料等にて開示しております。

<人的資本や知的財産への投資>

プロフェッショナル・ファームとしての事業の性質上、当社グループの収益の源泉は人材の「質」と「数」にあると認識しております。既存の枠を超えた新たな事業を創造するうえでは、戦略コンサルタントのみならず、技術専門家、政策専門家、法務専門家、公認会計士、インベストメントバンカー等、様々なバックグラウンドを有するプロフェッショナルがチームとして融合していくことが重要という考えに基づき、人的資本への投資(採用・育成)を行っております。

また、新規事業の創出・社会課題の解決を図るビジネスプロデュースを推進するうえでは、行政・民間、業界・セクターを超えたネットワークを構築し、維持することが必要不可欠と考えております。こうしたネットワークそのもの、及びそれらを通じて得られたナレッジ・ノウハウは当社にとっての重要な資産であり、社内でも共有し、活用することで、社会に対する当社の付加価値を拡充することができると考え、積極的に当該資産への投資を行っております。

<TCFD提言に対する取り組み>

気候変動に伴う市場環境の変化を受けて、既存事業のカーボンニュートラル化、事業価値向上と排出削減を両立しうる「ビジネスモデル変革」、カーボンニュートラル関連の新たな事業創造に関する大企業のニーズは増加しつつあります。当社は、こうしたクライアント企業の気候変動に関する事業への支援を通じて、気候変動問題への解決に貢献していくことを目指してまいります。

また、こうした取り組みを後押しするため経済産業省が公表した「GX(グリーン・トランスフォーメーション)基本リーグ構想」にも賛同しており、気候変動のための官民連携にも積極的に取り組んでいく方針です。

なお、TCFD提言に基づく開示につきましては、気候変動シナリオパターンに応じた当社への影響度、気候変動が当社に直接的に及ぼすリスク等について今後も継続的に検討してまいります。

【補充原則4 - 1(1)】

当社は、取締役会が判断・決定すべきものを取締役会規程・取締役会細則に、経営陣に委ねるものを各種社内規程に定めております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、経営の監督機能の強化並びに経営の意思決定に対する独立的な立場での審議及び判断に繋がるよう、独立社外取締役として3名を選任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、以下の独立性の要件に該当しない者を独立社外取締役として判断しております。

- (1)当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2)当社の主要な取引先、投資先又はその業務執行者
- (3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、専門家
- (4)当社子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役又は会計参与
- (5)(1)から(4)に該当するものの近親者

【補充原則4 - 10(1)】

当社の取締役会は、7名中3名が独立社外取締役ですが、実質的に独立性を有する社外取締役が過半数を占めております。

当社は、招集通知に記載のとおり、宇野取締役については所属する法律事務所の方針より東証への独立役員への届出を行っていないものの、独立役員としての要件を充足していることから実質的には独立性を有すると判断しております。

また、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は独立性を有する社外取締役が過半数を占める構成となっており、独立性を有する社外取締役が議長を務めております。

【補充原則4 - 11(1)】

(1)知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会が経営上の重要な事項について適切に意思決定できるよう、企業経営の豊富な経験、会計・財務、経済や法律等の幅広い専門知識、高い倫理感等が優れている者を取締役候補として選任しております。また、重要な事項についての議論が十分になされ、迅速な意思決定が出来るよう、取締役会は7名で構成しております。

(2)取締役の選任に関する方針・手続 取締役の選任については、指名報酬委員会で議論のうえで代表取締役CEOが取締役に諮り、取締役会において取締役候補者としての適格性を審議のうえ、株主総会に諮ることを決定し、株主総会にて選任しております。

また、各取締役の知識、経験、能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては、「定時株主総会招集のご通知」にて開示しております。

【補充原則4 - 11(2)】

取締役候補の指名の際には、他社の兼任状況も踏まえ、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保できることを確認したうえで、指名報酬委員会で議論のうえで代表取締役CEOが取締役に諮り、取締役会において決定しております。なお、重要な兼任状況については、「定時株主総会招集のご通知」にて開示しております。

【補充原則4 - 11(3)】

当社では、取締役会の機能向上を目的として、取締役会の実効性に関する分析及び評価を実施しております。その結果、取締役会が総じて有効に機能していることを確認しておりますが、改善すべき課題については継続して対応する方針としております。

【補充原則4 - 14(2)】

当社では、必要に応じて法令、ガバナンスに関する情報提供を取締役に行うとともに、その職務に必要な会合や勉強会、セミナー等への参加について費用を負担しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では株主公平の原則に基づき、未公表の重要情報は言及しないという前提のもと、株主・投資家を会社の持続的な成長における重要なステークホルダーと考え、以下の取り組みをしております。

- (1)機関投資家との対話に関する取り組みとして、決算説明会の実施、個別IR面談を実施しております。
 - (2)個人株主との対話に関する取り組みとして、会社説明会の実施、問い合わせメールシステムの整備及び問い合わせへの回答、個別の電話での回答を実施しております。
 - (3)IR担当を選任し、株主・投資家への対応を迅速に行える体制をとっております。
 - (4)当社からのIRの発信として、IRメール配信サービスを提供しております。
- なお、決算発表日の2週間前から決算発表日までをサイレント期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社電通グループ	2,192,700	21.83
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	972,100	9.67
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	837,400	8.33
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	794,000	7.90
古谷 昇	608,700	6.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	460,000	4.58
山川 隆義	331,500	3.30
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	330,100	3.28
CITCO TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF THE VPL1 TRUST	250,000	2.48
宮内 義彦	180,500	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

(1) グループ経営に関する考え方及び方針

当社は、連結事業会社の独立性を尊重し企業価値・事業価値の増大を期待するとともに、当社のコア事業であるビジネスプロデュース事業とインキュベーション事業で培ったノウハウを用いた支援を必要に応じて行うことで、グループ全体での企業価値向上及び連結経営の最適化に努めております。

(2) 上場子会社を有する意義及びガバナンス体制

当社は、上場子会社としてアイペットホールディングス株式会社(東証グロース上場、ペット保険を傘下に置く持株会社)を有しています。同社が上場企業であることは、人材確保及び資金調達上営業上の信用力の面において、多くの有益性があり、当社グループの事業の発展に資するものと考えております。

ガバナンス体制については、少数株主の保護及び上場子会社としての独立性確保の観点から、独立社外役員の選任等を通じて上場子会社が主体的に対応しております。一方で、当社は、コンプライアンスやリスク管理を含む経営全般の状況を把握し、上場子会社へ法令遵守体制・内部統

制システムの構築等に関する助言・支援等、適切な経営指導を実施することで、経営の健全性を確保し、当社グループ全体の経営体制の強化および企業価値向上に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
藤田 勉	他の会社の出身者												
宇野 総一郎	弁護士												
小松 百合弥	他の会社の出身者												
宇田 左近	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 勉				シティグループ証券株式会社顧問(前取締役副会長)、複数社の社外取締役など数々の要職のほか、一橋大学大学院経営管理研究科特任教授を務める等、企業経営に関する幅広い経験と見識を有しており、当社のコーポレートガバナンス強化に寄与頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。
宇野 総一郎				長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所との間に法律業務に関する取引関係があります。2022年3月期の取引金額は僅少であり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしておりますが、所属事務所のルールから、独立役員に指定しておりません。
小松 百合弥				金融機関・事業会社における豊富な経験、女性活躍推進に関するご経験、会計・財務に関する幅広い知見は、当社の経営にも活かして頂けるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当しておらず、独立性を有しております。
宇田 左近				コンサルティング・ファームでの経験に加え、企業経営者として数多くの経営に携わり、また、株式会社荏原製作所では社外取締役として取締役会議長を務められてきたことから、経営・経営戦略における幅広い経験を経営の監督に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたることができる体制としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告・指示できる体制としており、また、随時会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監督・監査しております。

監査等委員会は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。当社は、監査等委員会の職務を補助するための使用人を配置する等それを支える十分な人材および体制を確保し、経営監視機能の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は取締役及び執行役員の選解任並びに報酬を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。
なお、委員は社外取締役及び代表取締役CEOの4名で構成されております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

宇野取締役は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしておりますが、所属事務所のルールから、独立役員に指定しておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ制度として、「ストックオプション制度」及び「株式報酬制度」を導入しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績に応じて変動する「現金賞与」および「株式報酬」で構成します。

現金賞与:「短期」の業績連動報酬の位置づけであり、単年度の全社業績に基づき支払われる報酬

株式報酬:「中長期」の業績連動報酬の位置づけであり、構造改革の取組状況およびビジネスプロデュースの利益成長や株価等の全社業績に連動し、退任時に支払われる報酬

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者につきましては、当社及び子会社の取締役並びに従業員をその対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬に関しては、有価証券報告書及び事業報告において、監査等委員会である取締役及び監査等委員会でない取締役の別に各々の総額を開示しております。

< 2022年3月期 >

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)3名の総額: 137百万円 【内訳】基本報酬121百万円、非金銭報酬16百万円

社外取締役(監査等委員を除く)2名の総額: 10百万円 【内訳】基本報酬10百万円

取締役(監査等委員)4名の総額: 30百万円 【内訳】基本報酬30百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び経営陣幹部の報酬等については、各役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献実績に基づき決定しております。また、取締役(監査等委員であるものを除く)及び経営陣幹部の報酬等の額は指名報酬委員会において諮問し、取締役会において決定しております。監査等委員である取締役の報酬等の額は、監査等委員会において協議のうえ決定しております。

なお、役員報酬等の額は、2016年6月16日開催の第16回定時株主総会並びに2022年6月17日開催の第22回定時株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内に設定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額:

年額300百万円、株式報酬額:3事業年度で合計400百万円

取締役(監査等委員)報酬限度額:

年額 60百万円

当社は、2022年4月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際して、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役担当を設置し、取締役会における社外取締役のサポートは取締役担当が行います。また、監査等委員会での監査等委員である社外取締役へのサポートは内部監査担当が実施しております。社外取締役に対する情報伝達につきましては、適宜電話又はE-mail等に対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は最終更新日現在7名(監査等委員である社外取締役3名)で構成されており、代表取締役CEOを議長とし、経営上の重要な事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

当社の取締役のうち監査等委員でない取締役は9名以内とする旨、及び取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を、定款で定めております。

なお、当社は監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は有価証券報告書提出日現在3名で全員社外取締役に構成されており、監査等委員会委員長を議長とし、取締役会及び経営会議の監査・モニタリングのほか、内部監査の結果その他の重要事項について議論しております。当社の監査等委員である取締役は5名以内とする旨、及びその任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を、定款で定めております。

3. 指名報酬委員会

当社は取締役及び執行役員の選解任並びに報酬を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

なお、指名報酬委員会は、社外取締役3名及び代表取締役CEOで構成されております。

4. 社内取締役会議

当社は経営の執行と監督の分離を図り、取締役会のモニタリング機能を強化するため、取締役会から委譲された個別の業務執行に関する重要事項を決定する社内取締役会議を設置しております。

なお、社内取締役会議は、代表取締役CEO、代表取締役社長COO及び取締役副社長COOの社内取締役3名で構成されております。

5. コンプライアンス委員会

当社は取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することをモニタリングし、改善していくことを目的にコンプライアンス委員会を設置しております。

なお、コンプライアンス委員会は、監査等委員1名、代表取締役CEO、代表取締役社長COO及び取締役副社長COOの4名で構成されております。

6. 内部監査

内部監査担当は、事業活動の適法性・適正性を検証し、監査結果を代表取締役CEO及び監査等委員会に報告し、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。なお、内部監査担当は2名であり、代表取締役CEO直轄として機能しております。

7. 会計監査人

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約を締結したうえで正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

EY新日本有限責任監査法人は平成18年3月期から当社の会計監査人に就任しております。

・業務を執行した公認会計士等の氏名等

公認会計士 佐藤 明典

公認会計士 藤原 由佳

・監査業務に係る補助者

公認会計士 11名

公認会計士試験合格者等 5名

その他 8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する「中長期的な株主の利益を最大化するべく、より効率的にかつ健全に経営・執行していく」という基本的な考え方をこれまで以上に具現化することができると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会日につきましては、集中日を避けるという観点から毎年6月下旬を避けて開催する方針としております。
電磁的方法による議決権の行使	第22回定時株主総会(2022年6月17日開催)より、議決権行使に関する株主様の利便性向上を目的として、インターネット等を利用した議決権行使を利用可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第22回定時株主総会(2022年6月17日開催)より、株式会社ICJの議決権行使プラットフォームを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	第22回定時株主総会(2022年6月17日開催)より、株主との建設的な対話の充実と、海外機関投資家比率の増加傾向への対応を目的として英訳版を作成し、招集通知発送前に当社ウェブサイト上で開示しています。
その他	株主総会において、事業報告等をビジュアル化し、分かりやすく説明しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算発表直後にアナリストや機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL(https://www.dreamincubator.co.jp/ir/)において、適時開示資料、決算説明会資料等を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを担当する者として、IR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、創業時より「人々の役に立つ、利益を創出する。成長する。分かち合う。」ことを社是に掲げ、役職員へ浸透させています。この社是を全ての事業活動の指針とし、持続的な企業価値の向上と、社会を変える事業創造に取り組んでいます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は実効性のある内部統制システムと法令遵守体制を整備し、適正に企業を統治する。
- (2) 情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実施し、透明性のある経営を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 代表取締役は文書管理規程を定め、次の文書(電磁的記録を含む)について関連資料とともに10年間保存し、管理するものとする。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・監査等委員会議事録
 - ・社内取締役会議議事録
 - ・経営会議議事録
 - ・計算書類
 - ・その他取締役会が決定する書類
- (2) 代表取締役は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法を文書管理規程で定めるとともに、取締役、従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うように指導する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社の代表取締役は、次のリスクについて、継続的にモニタリングを行い、リスクが顕在化した場合には速やかに対応できるよう、規程及び対応策を整備する。
 - ・プロジェクトリスク
 - ・投資・与信リスク
 - ・情報リスク
 - ・各事業特有のリスク
- (2) 特に、投融資先数の増加に伴う投資・与信リスクの高まりに対しては、ポートフォリオ管理体制を強化し、リスク管理の徹底を図る。
- (3) 当社及び子会社の代表取締役は、取締役及び従業員に対して、業務執行において適切にリスクを管理するように指導する。
- (4) 監査等委員会は、取締役会、社内取締役会議及び経営会議の監督・監査を実施し、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加調査等を指示できる体制としております。また、会計監査人も連携を図りながら、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監督・監査しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会が、経営上の重要事項について迅速な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う。社内取締役会議及び経営会議が、適切・効率的な業務執行を推進する。
- (2) 経営意思決定の迅速化と責任の明確化を図るという観点から、執行役員制度を継続・拡充する。

(3)取締役会における経営・監督を補佐する機能として、取締役会担当を設置し、取締役職務の効率的な運営を補佐する。
(4)監査等委員会は、取締役会、社内取締役会議及び経営会議のモニタリングを実施し、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加調査等を指示できる体制としております。
また、会計監査人と連携を図りながら、取締役会及び執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)全社の組織が小規模であることを鑑み、代表取締役はコンプライアンスや当社を取り巻くリスクとその管理について、全社員参加のミーティングにて、全社員への周知徹底を図る。
(2)監査等委員会による監査に加え、内部監査担当による内部監査を実施し、定期的に事業活動の適法性・適正性の検証を行う。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)該当する子会社が設立される場合には、代表取締役は所要の統制体制を整備するものとする。
(2)当社は、子会社の取締役に対し、子会社の業務執行に係る重要事項等について、「関係会社管理規程」の定めに従い、定期的に当社へ報告又は事前承認を得ることを求めるものとする。
(3)子会社において、「関係会社管理規程」に定める当社への事前協議や承認が必要な事項が発生した場合、当社は、協議及び決裁を通じて、子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
(4)当社は、子会社に対して、内部監査を実施し、適宜子会社の業務執行を監視するものとする。
(5)各子会社の監査役と当社の内部監査部門及び監査等委員会が緊密に連携し、グループにおける監査等委員会監査及び内部監査の有効性及び効率性を高めるものとする。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は監査等委員会が求める必要な要員数の補助の使用人を、速やかに設置するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人に対する、取締役並びに業務執行者からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会による指示の実効性を担保するものとする。

9. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

(1)代表取締役は、経営会議の参加者に監査等委員会委員長又はその他の監査等委員を加え、重要な経営情報を連携するものとする。
(2)指名報酬委員会及びコンプライアンス委員会における議論及び決議事項については、当該各委員会へ監査等委員の一部が参加することで情報を連携するものとする。
(3)社内取締役会議における決議事項については、当該決議事項を取締役会への報告事項とすることで各監査等委員へ情報を連携するものとする。
(4)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、法令・定款に反する事実や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告するものとする。
(5)当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査等委員会へ報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1)代表取締役は、取締役及び使用人の会議に各監査等委員が必要に応じていつでも参加し、監視できるよう、会議のスケジュール及びその出席予定者、会議目的を電子媒体にて各監査等委員に適宜公開するものとする。
(2)その他、監査等委員会より資料請求等の要請があった場合には、代表取締役は速やかに対応するものとする。
(3)監査等委員会の職務の執行のために生ずる費用は、必要と認められる場合、当社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1)反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。
(2)反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
(3)反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

コンプライアンス委員会がその任に当たっている。

(2)外部の専門機関との連携状況

顧問法律事務所と常時相談できる体制を整備している。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

日常的な営業・業務活動で得られる情報に加え、顧問法律事務所や取引金融機関とのやりとりで得られる情報を含めて、反社会的勢力に関する情報を集中管理し、当社が一切関わることのないように確認できる体制を整備している。

(4)社内への周知徹底

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもちたくない旨、定期的に開催する全社員参加のミーティングで周知徹底するとともに、相談窓口を設けて、全社員がいつでも相談できる体制を設置している。

